

令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託
回答

質問項目	質問内容	回 答
事業の目的について	3品目は、その加工品も対象になるのか。加工品は含まず、1次産品だけなのか。	生産者を対象とした事業なので、原則として1次産品ですが、自らの生産物を使用した加工品も対象とします。
輸出入門セミナーの開催について	今回の支援対象品目は3品目と理解して良いか。セミナーには、3品目以外の生産者等の参加を妨げるものではない、とあるが、セミナーの内容としては、3品目限定のものになるのか。	仕様書2ページ目の開催例のとおり、5回以上セミナーを開催していただく内、品目を問わず、農産物の輸出に関する内容とする回（共通①～③）と、3品目の輸出情報に特化した回（いちご、茶、コメの①、②）とそれぞれを想定しています。 共通回については、他の品目を生産している生産者にも有効な内容であることが望ましいです。
輸出入門セミナーの参加者数について	参加者数20名以上は、3品目合計の延べ人数でしょうか、それとも各品目セミナーそれぞれにおいて20名以上の参加を求めるものでしょうか。	3品目合計、延べ人数となります。
輸出入門セミナーの会場について	<p>集合型またはハイブリッド型でセミナーを開催する際の会場について、県庁内の会議室等、県の施設を無償で借用することは可能でしょうか</p> <p>集合型セミナーの会場について、県の施設等を無償で利用できる可能性はありますか。それとも会場確保・費用負担は全て受託者が行うものでしょうか。</p>	会場の選定は県と協議の上決定しますが、原則として県庁外の会場を想定しており、会場の確保や会場費用負担は受託者に担っていただくものです。
輸出入門セミナーの初回セミナーの開催について	初回セミナーは集合型をメインとするとのことですが、「初回」とは3品目それぞれの第1回（計3回）を指すのでしょうか、それとも事業全体としての第1回（1回のみ）を指すのでしょうか。	仕様書2ページ目の開催例のとおり、初回のセミナーは、事業全体（3品目共通）で1回開催していただくものです。
輸出入門セミナーの開催回数について	仕様書では「品目ごとに5回以上を1セット」とありますが、これは3品目（いちご・茶・コメ）それぞれに5回以上、合計15回以上のセミナー開催を想定しているという理解でよろしいでしょうか。あるいは、開催例の図にあるとおり、共通回を含め品目横断で5回を1セットとする考え方でしょうか。	品目横断の共通回を含めて5回を1セットとします。開催例の図にあるとおり、共通①～③の3回＋（いちご、茶、米×各2回＝6回）＝9回となりますので、最少でも9回は開催いただく必要があります。 なお、セミナーの開催、内容は、GFPやジェトロが公開している動画や講師派遣を活用することも可能です。

令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託
回答

質問項目	質問内容	回 答
輸出入門セミナーの運営等について	広報や参加者の取りまとめを受託者が行うこととなっていますが、埼玉県が保有する生産者リストへのダイレクトメール送信や、県の広報媒体（ホームページ、メールマガジン等）を周知に活用することは可能でしょうか。	可能です。なお、ダイレクトメールの送信方法については県と協議させていただきます。 ご質問の周知方法に加え、県では報道発表や関係機関を通じた事業周知、ならびに県農林振興センターなどの地域機関等を通じた生産者への周知を図る予定です。
輸出入門セミナーのアーカイブ動画の公開範囲・期間について	セミナーのアーカイブ動画について、公開先は一般公開でしょうか、それともセミナー参加者限定でしょうか。また、公開期間は事業期間内（令和9年3月15日まで）でしょうか。動画のホスティング先に指定はありますでしょうか。	セミナー参加者の限定公開を予定しております。 公開期間は協議のうえ決定いたしますが、令和9年3月末を想定しています。 動画のホスティング先は県公式youtube（埼玉県限定公開セミナー動画チャンネル）を想定しておりますが、生産者が気軽に視聴できる環境があればその他の対応も可能です。
輸出入門セミナーのアーカイブ動画の作成について	アーカイブ動画の公開先について、埼玉県が運用する公式YouTubeチャンネルやウェブサイト等を活用できるのでしょうか。それとも受託者が独自のプラットフォーム等を用意する必要があるのでしょうか。	アーカイブ動画は県公式youtubeでの限定公開を予定しております。
伴走型支援対象者の選考時期について	支援期間が「選考後から令和9年3月まで5か月以上」とありますが、選考時期の目安はセミナー終了後（令和8年8月頃）という理解でよろしいでしょうか。それとも、セミナー途中段階での選考も可とするのでしょうか。	お見込みのとおり、セミナー終了後に伴走型支援対象者の選考を行っていただきます。
海外バイヤー等との商談機会の提供について	支援対象者に対し「商談を行う機会を1者あたり2回以上提供する」とありますが、これは「5名全員が参加する合同の商談会を2回実施する」ことでも要件を満たしますか。それとも「個別の事業者の商談をそれぞれ2回以上（計10回以上）セッティングする」必要がありますでしょうか。	商談会は個別の支援対象者ごとに行う想定です。個別の商談となるのであれば、開催方法は問いません。

令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託
回答

質問項目	質問内容	回 答
海外バイヤー等との商談機会の提供方法について	「1者あたり2回以上の商談機会の提供」について、GFPやジェットロが実施する商談会への参加支援のほか、受託者が独自に海外バイヤーとの個別商談をアレンジすることも「商談機会の提供」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 1者あたりの商談機会の提供の考え方は上記の回答のとおりです
テスト輸出の実施及び実施に係る経費の扱いについて	伴走型支援の中で実施する「テスト輸出」に係る経費（梱包費、輸送費、残留農薬検査費等）は委託金額内に含めるという理解で宜しいでしょうか。また、輸出する「農産物（商品）自体の代金」の負担先はどちらを想定しておりますでしょうか。（受託者が買い取って委託料に含めるのか、生産者が無償または自己負担で提供するのか）。	テスト輸出に係る経費（梱包資材費、輸送費、残留農薬検査費等）は、委託金額に含めるものとします。農産物自体の代金は、支援対象者負担（テスト輸出先での売上も生産者に帰属）を想定しています。
テスト輸出に係る費用負担について	テスト輸出の実施に伴う費用（残留農薬検査費用、国際輸送費、梱包資材費、通関手数料等）は、すべて本委託料の範囲内で受託者が負担するものでしょうか。それとも、一部費用（商品代金等）は支援対象者の負担とすることは可能でしょうか。	
テスト輸出の商流について	テスト輸出は、間接輸出の形態でも認められますでしょうか。仕様書では「輸出先国の規制等に対応した梱包・輸送方法とし、残留農薬検査を実施し、実際の輸出実務がわかるようにする」とありますが、現実的にはロット規模等によっては、支援対象者が直接輸出するのではなく、国内の商社・卸業者にとりまとめを依頼した上で輸出するケースも想定されます。このような間接輸出の形態でも要件を満たすものでしょうか。それとも、「自社で直接輸出することを経験する」という趣旨から、直接輸出の手段によることが必須とされているのでしょうか。	間接輸出の形態でも差し支えありません。 間接輸出となる場合でも、支援対象者が輸出に必要な書類作成等、輸出関連の実務が経験できるように配慮をお願いいたします。

令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託
回答

質問項目	質問内容	回 答
委託料の支払い（概算払い、前金払いの活用）について	委託料の支払いは「業務完了検査後の精算払い」とありますが、テスト輸出等の立て替え経費が発生することを考慮し、概算払いや前金払いの制度を利用することは可能でしょうか。	概算払いや前金払い制度の活用は予定しておりません。
再委託の範囲について	仕様書8に「再委託は事前承諾を得た場合可」とありますが、例えば商談資料の翻訳、セミナー講師の委嘱、通関業務等の専門業者への一部業務委託は、ここでいう「再委託」に該当するものでしょうか。	ご質問に挙げていただいた事例はいずれも再委託に該当するものと考えます。なお、セミナー講師を委嘱する場合は、個別にご相談ください。
支援対象者の海外への渡航について	「海外渡航費」が委託金額内に含まれる旨の記載がありますが、本事業において支援対象者が海外へ渡航することは、必須要件または強く推奨される事項として想定されているのでしょうか。	必須要件または強く推奨される事項として想定しておりません。
連絡担当者の日本語の要件について	仕様書9（3）に「連絡担当者は日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能な者」とありますが、これは業務責任者に限定された要件でしょうか。それとも、伴走型支援において海外バイヤーとの商談アレンジ等を行う担当者についても同様の要件が求められるのでしょうか。	県やセミナー参加者、伴走型支援対象者と直接連絡をとる担当者を意味し、それ以外の方は対象外です。
その他	本事業は令和7年度以前にも実施されていますでしょうか。実施されている場合、過年度の事業成果（セミナー参加者数、伴走型支援の成約実績等）について、提案書作成の参考として公開されている情報はありますか。	本事業は8年度から実施する事業のため、公開されている情報はございません。